



令和6年4月1日より産婦健康診査費用の

助成回数が1回→2回に増えます！

対象になれる方は、2回目追加分について下記のとおりご申請ください。

産婦健康診査は、出産後の心身の回復状態等を確認する大切な健診です。本助成事業は、産後の心身の不調などが早期に発見され、必要に応じて相談など適切な支援につながることを目的としており、概ね産後2週間、産後1か月など出産後の間もない時期の受診を推奨しています。

既に令和6年3月31日までに産婦健診を1回以上受診された場合は、令和6年4月1日以降の2回目の助成は対象外となります。

又、受診前の申請をおすすめしますが、受診後も「償還払い」の申請が可能です。(裏面参照)

健診内容：医療機関等で産後9週未満に受診する問診・診察・体重及び血圧測定、尿検査、エコーバラ産後うつ病質問表など医療保険適用外（自費）の産婦の健診費用の助成

助成額：1回あたりの上限5,000円を追加1回し、既に交付分とあわせ合計上限2回分

対象者：申請時かつ産婦健診受診日に三田市に住民登録があり、令和6年4月1日以降に初回の産婦健診を受ける方

【産婦健診受診パターンと助成利用回数】

初回【1回目】の健診時期（予定含む）	利用できる助成の回数の上限
～R6.3.31	1回（R5交付の助成券）
<u>R6.4.1以降</u>	2回（2回目追加分の申請必要）

申請：必要（受診前の助成券申請・受診後の償還払い申請どちらの場合も）

○助成券をご利用の方

事前に2回目追加分の助成券交付申請手続きが必要です。

※追加助成券の事前申請は、右記の二次元コードからオンライン申請が可能。

オンライン申請が難しい場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

受付後、助成券を概ね1週間以内に郵送いたします。

○償還払いをご利用の方

助成券の交付以前に医療機関等で受診した場合や兵庫県外の医療機関・助産所等で受診された場合など、償還払い（後日、金融機関口座へ振り込み）での助成が可能です。

受診2回分をまとめてのご申請・2回目追加分のみのご申請のいずれも可能です。

詳細は裏面をご覧ください。



裏面に続きます

※産婦健康診査日の翌日から起算して1年までに申請できますが、**三田市外に転出されてからの申請は対象となりません**ので、転出予定の方はご注意ください。※償還払いの申請は、産婦健康診日かつ償還払いの申請日に三田市に住民登録があることが必須となります。

なお、健診結果に応じて必要な相談や支援などを紹介する場合がありますので**できる限り早く産婦健康診後に**償還払いの手続き（申請）をお願いいたします。

【償還払いの手続き】

必要なもの	① エジンバラ産後うつ病質問票 ※エジンバラ産後うつ病質問票は裏面申請先の窓口や市ホームページから様式をダウンロードできます。（下記二次元コード掲載） ② 産婦健康診査にかかる領収書の原本 ③ 母子健康手帳の表紙と産婦健康診査受診記録（「出産後の母体経過」のページの写し） ④ 振込先口座の分かるもの（通帳等） ⑤ 未使用の助成券（助成券の交付を受けている方のみ）
申請手続き	上記の必要なものを準備し、下記窓口へお越しいただき、「産婦健康診査助成金申請書兼請求書」を提出してください。（下記二次元コード掲載）

※確定申告により医療費控除や高額療養費の申請を予定されている場合は、先に産婦健康診査費の助成を受けていただきますようお願いいたします。先に確定申告に領収書を使用しますと産婦助成に利用できませんのでご留意願います。

「産婦健康診査費用助成事業」の市ホームページは
 右記二次元コードへ！
 （本ちらしの内容は R6.4.1 以降に更新されます！）



【窓口・問い合わせ先・申請先】

三田市すくすく子育て課 ※R6.4 より「子ども政策課」に課名変更予定

○市役所本庁舎 2階
 〒669-1595 三田市三輪2-1-1
 電話：079-559-5079 FAX：079-563-3611
 ○三田市総合福祉保健センター 2階
 〒669-1514 三田市川除 675
 電話：079-559-5701 FAX：079-559-5705

★受付は、月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:30です

